

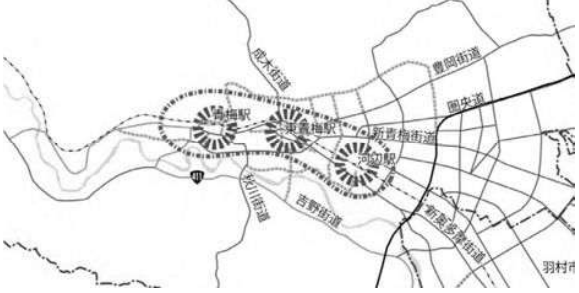
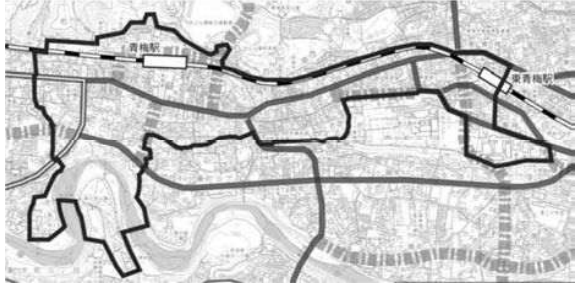


3 上位計画・関連計画の整理

計画の名称	第5次青梅市総合長期計画(基本構想、後期基本計画)						
策定年度	平成 14 年度						
計画期間	平成 15 年度～平成 24 年度						
計画主体	青梅市						
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 青梅市におけるまちづくりの基本的な方向、方針を総合的に示す、青梅市の最上位計画 市民や団体及び事業者が地域社会において活動するための指針となり、本市の行財政運営を総合的、計画的に進めるための指針となるもので、各種計画や施策の基本となるもの 						
計画の概要	<p>【将来都市像】 「豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街 青梅」 -ゆめ・うめ・おうめ-</p> <p>【まちづくりの基本方向】</p> <table border="0"> <tr> <td>1 快適で安全な生活環境の街</td> <td>2 学び楽しむ伝統・文化の街</td> </tr> <tr> <td>3 健やかでやさしい福祉の街</td> <td>4 活気に満ちた元気な街</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 みんなで創る街</td> </tr> </table> <p>【土地利用の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用の方向を右図のように定める。 市街化調整区域は6つのゾーンに区分設定され、新市街地計画ゾーンが2地区で設定されている。  <p>【公共交通に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道輸送の利便性を高めるため、東京直通の増発や、青梅線の輸送量増強につながる中央線の複々線化などを関係機関に要請するとともに、中心市街地のまちづくりに連携した施設の整備など駅周辺環境の向上に努める。 バス交通については、生活に密着した環境にやさしい交通手段として、運行数や路線の維持・充実により市民の足の確保を図る。また、公共交通全体のネットワーク化を進め、さらなる利便性の向上を目指す。 <p>【公共交通に関する基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青梅線の利用を促進するとともに、利用者の安全確保、直通電車の増発、青梅駅以西の運行本数の拡充、分離運転の解消、東青梅・青梅間の複線化、ホームの改善、駅施設のバリアフリー化などを要請する。 多摩都市モノレール等の延伸について、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じて、関係機関への要請に努める。 公共交通の効率的なネットワーク化など、総合的な交通体系の整備に努め、電車・バス等の利用を促進する。 バスの利用促進に努めるとともに、路線や運行数の維持・充実を促進する。 観光地区内のパークアンドライドの導入、自転車利用の促進について検討し、車両集中による渋滞の解消や、バスなど公共交通機関の利用を促進する。 	1 快適で安全な生活環境の街	2 学び楽しむ伝統・文化の街	3 健やかでやさしい福祉の街	4 活気に満ちた元気な街	5 みんなで創る街	
1 快適で安全な生活環境の街	2 学び楽しむ伝統・文化の街						
3 健やかでやさしい福祉の街	4 活気に満ちた元気な街						
5 みんなで創る街							

計画の名称	第6次青梅市総合長期計画(基本構想、基本計画)										
策定年度	平成 24 年度										
計画期間	平成 25 年度～平成 34 年度										
計画主体	青梅市										
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 次期の青梅市総合長期計画で、引き続き青梅市におけるまちづくりの基本的な方向、方針を総合的に示す、青梅市の最上位計画となるもの 市民や団体及び事業者が地域社会において活動するための指針となり、本市の行財政運営を総合的、計画的に進めるための指針となるもので、各種計画や施策の基本となるもの 										
計画の概要	<p>【まちの将来像】 「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅」 -ゆめ・うめ・おうめ-</p> <p>【まちづくりの基本方向】</p> <table border="0"> <tr> <td>1 安全で快適に暮らせるまち</td> <td>2 自然と共生し環境にやさしいまち</td> </tr> <tr> <td>3 次代を担う子どもをみんなで育むまち</td> <td>4 文化・交流活動がいきづくまち</td> </tr> <tr> <td>5 みんなが元気で健康なまち</td> <td>6 福祉が充実したまち</td> </tr> <tr> <td>7 活気ある産業で雇用が生まれるまち</td> <td>8 都市基盤が整う魅力あるまち</td> </tr> <tr> <td>9 みんなが参画し協働するまち</td> <td>10 持続的な行財政運営ができるまち</td> </tr> </table> <p>【土地利用の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全で秩序ある都市の発展を図るため、土地利用の方向を右図のように定めている。 市街化調整区域は6つのゾーンに区分し、保全と開発の基本方向を継承しつつ、土地利用の調和を図るものとしている。  <p>【公共交通に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民や交通事業者など多様な関係者で構成する青梅市公共交通協議会において、誰でもいつでも気軽に利用できる公共交通システムの構築を図る。 鉄道については、近隣自治体とも連携し、運行本数の増加による輸送力の強化や駅舎、ホームなどの駅施設の改善を要請する。 バスやタクシーなどについては、身近で日常的な交通機関として、地域特性を踏まえた市民の足となるよう路線の充実や再編、配車サービスの充実などを促進する。 <p>【公共交通に関する基本施策】</p> <p>(1) 公共交通網の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 青梅市公共交通協議会などで、利用者のニーズに応じた公共交通網の抜本的な見直しに取り組み、本市における公共交通網全体の最適化を図る。 <p>(2) 幹線交通の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣自治体や関係機関と連携して、JR青梅線・JR中央線の利便性向上の促進、更なる安全性向上やバリアフリー化の要請、多摩都市モノレールの整備を要請。 <p>(3) 地域交通の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生活に必要な不可欠な、路線バスなどの利用促進に向けた取組を進めながら、その維持・発展に努める。また、交通事業者の経営努力を適正に評価する新たな公共負担制度を導入し、既存路線の活性化および新規参入の促進を図る。 	1 安全で快適に暮らせるまち	2 自然と共生し環境にやさしいまち	3 次代を担う子どもをみんなで育むまち	4 文化・交流活動がいきづくまち	5 みんなが元気で健康なまち	6 福祉が充実したまち	7 活気ある産業で雇用が生まれるまち	8 都市基盤が整う魅力あるまち	9 みんなが参画し協働するまち	10 持続的な行財政運営ができるまち
1 安全で快適に暮らせるまち	2 自然と共生し環境にやさしいまち										
3 次代を担う子どもをみんなで育むまち	4 文化・交流活動がいきづくまち										
5 みんなが元気で健康なまち	6 福祉が充実したまち										
7 活気ある産業で雇用が生まれるまち	8 都市基盤が整う魅力あるまち										
9 みんなが参画し協働するまち	10 持続的な行財政運営ができるまち										

計画の名称	青梅市都市計画マスタープラン、青梅市都市計画マスタープラン一部見直し(変更)
策定年度	平成11年11月1日、平成21年3月3日一部見直し(変更)
計画期間	概ね10年から15年後
計画主体	青梅市
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 青梅市総合長期計画(基本構想)を踏まえ、これからのまちづくりを進めていく上での基本的な方針とするもの 今後、この基本方針を踏まえて、まちづくりの具体的な検討を進め、個々の施策については、都市計画審議会などの手続きを経て、実現していく
計画の概要	<p>【まちづくりの目標】</p> <p>目標1:だれもが活動しやすいまちを育てていこう</p> <p>目標2:都市の活力を生む青梅らしい産業を育てていこう</p> <p>目標3:自然に恵まれた水と緑の豊かなまちを育てていこう</p> <p>【地域別のまちづくりの方針】</p> <p>東部地域のまちづくり方針</p> <p>北部地域のまちづくり方針</p> <p>西部地域のまちづくり方針</p> <p>中心市街地(都市核)地域のまちづくり方針</p> 

計画の名称	青梅市中心市街地活性化基本計画(原案)
策定年度	平成 23 年度
計画期間	内閣府の認定を受けてから約 5 年間
計画主体	青梅市
計画の位置 づけ	<ul style="list-style-type: none"> 市民、商業者、NPO、行政等、地域で活動する様々な主体が連携・協働して中心市街地の活性化を図るため、「中心市街地の活性化に関する法律」にもとづき、「青梅市中心市街地活性化基本計画」を策定するもの 本計画は、青梅市中心市街地において、地域と連携・協働してにぎわいと交流のある中心市街地を形成していくことを目的に、活性化の基本方針、目標、活性化のための取組み及び推進体制について定めるもの
計画の概要	<p>【中心市街地の位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の位置は、「青梅駅周辺、東青梅駅周辺、河辺駅周辺」を含む地区  <p>【特に活性化が必要なエリア】</p>  <p>【中心市街地活性化に向けた基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代から高齢者まで、みんなが健やかに暮らせるまち [取組みの方向性] 最寄品の購入環境の改善、公共交通によるアクセスの向上、誰もが暮らしやすい住環境の形成、地域コミュニティの場の形成 祭りや昭和レトロを活かしながら、アートやインターネットを通じて新しさを発信するまち [取組みの方向性] 個性のある魅力的な店舗の充実、交流とにぎわいの創出、まちの魅力の情報発信、産学官の連携 青梅宿の歴史と多摩川や永山丘陵の自然にふれながら ぶらり歩けるまち [取組みの方向性] 回遊環境の向上、快適な空間の創出、歴史資源の活用 <p>【中心市街地活性化の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 街なか居住の促進 商業活力の向上 回遊性の向上

調査の名称	青梅市中心市街地にぎわい活性化計画策定に係る意識調査等
調査年度	平成 21 年度
調査主体	首都大学東京・青梅市
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> 青梅市中心市街地にぎわい活性化計画策定のため、計画づくりに向けた基礎データ収集とまちづくりの方向性を見出すため、中心市街地の現状把握調査として、以下の2点を明らかにすることを目的としている。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 中心市街地に対する市民や来街者の意識 2) 中心市街地の空間資源の総合的把握
調査の概要	<p>【市民アンケート】 中心市街地の来訪頻度や利用交通手段、中心市街地に求められる機能、現状の充足度などを把握するため、市民に対して以下の項目を調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 青梅市民の生活範囲と中心市街地の来訪頻度 青梅市中心市街地に求める機能と施策 市民による生活環境の評価と定住志向 青梅市の観光振興や商業振興(イベント等)に対する評価 <p>【来訪者アンケート】 青梅宿アートフェスティバルの来街者を対象にした聞き取り調査を実施し、来街者の属性や行動を明らかにすることで、青梅市中心商店街でのイベントのあり方や中心市街地活性化検討の基礎資料を把握</p> <p>【青梅市中心市街地の空間資源】 青梅駅・東青梅駅を中心とするエリアを対象に、空間資源の戦略的活用に向けた基礎的知見を整理するため以下の項目を調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史資源や自然資源に関する調査報告書などの既存資料の収集 フィールド調査により歴史的環境および自然的環境の特性を把握 ホスピタリティ環境の把握 <p>【まち歩きの見点からみた中心市街地の特性】 歴史的環境や自然的環境の調査を踏まえ、中心市街地の旧青梅街道、古青梅街道、山裾道、参道、坂道の5つの道に着目し、道の物理的特性や歩くことによって得られる空間体験の意味に言及しながら、どのような歩き方や走り方ができるのか、その可能性を示す。</p> <p>【今後の課題】 青梅市中心市街地のにぎわい活性化計画の立案に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 本調査における意識調査や地域資源に関する詳細な分析を行う必要がある。これまでのまちづくりに関する取り組みでの成果や課題を踏まえ、まちづくりの課題を整理する必要がある。 上記の知見や上位計画を踏まえ、中心市街地のにぎわい活性化のための基本理念や全体方針を立案する必要がある。 具体的なプロジェクトを設定し、エリア別、時系列的、主体別に整理を行い、実現可能性の高い計画を立案する必要がある。 まちづくりに関わる多様な主体の緊密なネットワークの中で検討を進める必要がある。(ワークショップや市民参加型イベントの実施)